

議案第13号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

国の定める基準をもって、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準とすることを定めたいため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業」を加える。

第1条中「第46条第2項」の次に「並びに第54条の3において準用する法第46条第2項」を加え、「第43条第2項」を「第43条第4項」に改め、「特定地域型保育事業」という。）の次に「並びに特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。以下同じ。）」を加える。

本則に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。